

令和 5 年度地下水水質調査結果

○概況調査（※）

測定計画に基づく概況調査（15 地点）においては、13 地点で環境基準を達成した。1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1 地点で砒素の環境基準を達成しなかった。

○継続監視調査

これまでに汚染井戸が確認されている地区の継続的な監視を目的として、環境基準値を超過した項目について調査を実施した。

1 揮発性有機化合物

継続監視調査（22 地点）においては、6 地点で汚染を確認した。

2 六価クロム

継続監視調査（2 地点）においては、汚染がなかったことを確認した。

3 砒素

継続監視調査（4 地点）においては、全地点で汚染を確認した。

○市独自調査

測定計画等により汚染が確認された地区等を対象に、その汚染範囲の確認を目的として調査を実施した。

1 揮発性有機化合物

市独自調査（16 地点）においては、3 地点で汚染を確認した。

2 六価クロム

市独自調査（230 地点）においては、39 地点で汚染を確認した。

3 砒素

市独自調査（6 地点）においては、汚染がなかったことを確認した。

本市としては、環境基準の早期達成に向け、引き続き、工場・事業場に対する規制・指導を行うことで、各種施策が適切に図られるよう関係機関と連携して取り組んでいく。

（※）概況調査：水質汚濁防止法に基づき、地域の全体的な地下水質の概況を把握することを目的に行う調査。市内を 2km メッシュに区分し、5 年間で全メッシュ（72）を調査する。

1 調査内容

（1）測定計画（法に基づく調査）

測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により各都道府県が毎年作成するもので、地下水に係る環境基準監視は、同計画に基づき実施している。

測定計画はその調査目的により、地域の全体的な地下水質の概況を把握することを目的として、全ての環境基準項目について調査する概況調査（年 1 回・15 地点）と、これまでに汚染井戸が確認されている地区の継続的な監視を目的として、環境基準値を超過した項目について調査を実施する継続監視調査（旧定期モニタリング調査）（年 1 回・28 地点）に分けられる。

（2）汚染井戸周辺調査等（市独自調査）

測定計画等により汚染が確認された地区等を対象に、その汚染範囲の確認を目的として汚染物質について 252 地点で調査した。

2 調査結果

(1) 揮発性有機化合物

53 調査地点のうち、9 地点から環境基準値を超える揮発性有機化合物が検出された。なお、新たな環境基準値超過は確認されなかった。

表 1 揮発性有機化合物調査結果

調 査 名		調査地区	調査地点数	基準値超過地点数 (測定地点)
測定計画 (法に基づく調査)	概況調査	花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区	15	0
	継続監視調査	中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区	22	6 (※1)
市独自調査	汚染井戸周辺調査及び 汚染状況観測井調査	稲毛区、花見川区	16	3 (※2)
合 計 (地点)			53	9

※1 継続監視調査基準値超過地点

花見川区 武石町 1 丁目
 稲毛区 作草部町、天台 4 丁目、長沼原町
 若葉区 小倉台 6 丁目
 美浜区 幸町 1 丁目

※2 市独自調査基準値超過地点

花見川区 幕張町 2 丁目
 稲毛区 長沼原町、長沼町

(2) 六価クロム

247 調査地点のうち、39 地点から環境基準値を超える六価クロムが検出された。なお、生実町及び南生実町における汚染井戸周辺調査及び町内自治会要望調査等において、新たな環境基準値超過は、生実町 5 地点で確認された。

表 2 六価クロム調査結果

調 査 名		調査地区	調査地点数	基準値超過地点数 (測定地点)
測定計画 (法に基づく調査)	概況調査	花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区	15	0
	継続監視調査	中央区、稲毛区	2	0
市独自調査	汚染井戸周辺調査及び 町内自治会要望調査	中央区	230	39 (中央区生実町、 南生実町)
合 計 (地点)			247	39

注) 地下水環境基準 : 0.02 mg/l 以下

(3) 砒素

25 調査地点のうち、5 地点から環境基準値を超える砒素が検出された。なお、概況調査において、新たな環境基準値超過は、越智町 1 地点で確認された。

表 3 砒素調査結果

調 査 名		調査地区	調査地点数	基準値超過地点数 (測定地点)
測定計画 (法に基づく調査)	概況調査	花見川区、稲毛区、若葉区、 緑区、美浜区	15	1 (緑区越智町)
	継続監視調査	若葉区	4	4 (若葉区愛生町、大井戸町、多部田町、更科町)
市独自調査	汚染確認調査	稲毛区、緑区	6	0
合 計 (地点)			25	5

注) 地下水環境基準 : 0.01 mg/ℓ 以下

(4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

15 調査地点のうち、1 地点から環境基準値を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出された。なお、概況調査において、新たな環境基準値超過は、武石町 1 丁目 1 地点で確認された。

表 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素測定結果

調 査 名		調 査 区	調査地点数	基準値超過地点数 (測定地点)
測定計画 (法に基づく調査)	概況調査	花見川区、稲毛区、若葉区、 緑区、美浜区	15	1 (花見川区武石町 1 丁目)
合 計 (地点)			15	1

注) 地下水環境基準 : 10 mg/ℓ 以下

(5) その他

3 地点で地下水質に係る要監視項目 7 項目の調査を行ったところ、全地点で指針値の数値を下回った。

調査した項目 : EPN、アンチモン、ニッケル、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA